

**教育庁・教育関係機関：  
再任用以外の正規職員**

- 前年度から継続して互助会員の方は**手続き不要**です。
- 任期付採用職員の方(再任用を除く)は**加入できません**。
- 異動に伴い職員コードが変更になる場合、移管した原票の職員コード欄を書き換えてください。

(1) 新規加入

| 対象者      | 給与システム※ <sup>1</sup>              | 提出書類      | 提出期限        |
|----------|-----------------------------------|-----------|-------------|
| 新規採用     | 互助コード「7」                          | 加入申込書(原票) | 令和7年4月7日(月) |
| 他支部からの転入 | 互助団体適用年月日「令和7年4月1日」<br>★報告期限までに提出 |           |             |

(2) 他共済からの転入

| 対象者                        | 給与システム※ <sup>1</sup>                               | 提出書類            | 提出期限        |
|----------------------------|--|-----------------|-------------|
| 再加入<br>(転出時に退職慰労金を精算した方)   | (1)と同様   | 加入申込書(原票)       | 令和7年4月7日(月) |
| 資格停止解除<br>(転出時に会員資格を停止した方) | 修正不要※ <sup>2</sup><br>★給与から会費が控除されなかった場合は、別途ご案内します | 会員資格停止解除届(会員復帰) |             |

(3) 他共済への転出(資格喪失)

| 対象者                   | 給与システム※ <sup>1</sup> | 提出書類        | 提出期限         |
|-----------------------|----------------------|-------------|--------------|
| 会員資格を停止する方<br>(休会希望)  | 修正不要                 | 会員資格停止申告書   | 令和7年3月31日(月) |
| 退職慰労金を精算する方<br>(退会希望) |                      | 退職慰労金返還請求書  |              |
| 貸 互助会から貸付を受けている方      |                      | ・退職慰労金返還請求書 | 令和7年3月31日(月) |
|                       |                      | ・貸付関係異動報告書  | 令和7年3月25日(火) |

(4) 退職(他支部への転出者(他都道府県で教員として再就職する方等)含む)

| 対象者              | 給与システム※ <sup>1</sup> | 提出書類        | 提出期限         |
|------------------|----------------------|-------------|--------------|
| 退職する全会員          | 修正不要                 | 退職慰労金返還請求書  | 令和7年3月31日(月) |
| 貸 互助会から貸付を受けている方 |                      | ・退職慰労金返還請求書 | 令和7年3月31日(月) |
|                  |                      | ・貸付関係異動報告書  | 令和7年3月25日(火) |

※1 「互助会加入状況報告書(別紙)」を、報告期限までに**教育総務課人事給与室給与担当者へ提出**してください。報告書は互助会ホームページからもダウンロードできます。(現職会員の方へ⇒会員資格・会費の手続きを確認する⇒県費会員の手続き)

※2 互助コード「7」もしくは「2」が入力されていれば、修正は不要です。



互助会から貸付を受けている会員が異動または退職により会員資格を喪失する場合、資格喪失時点での**未償還元利金を全額、即時償還**することになります。

退職慰労金で相殺し不足額が生じる場合は、該当会員に通知しますので、**令和7年4月30日(水)までに償還**してください。



異動または退職により会員資格を喪失する会員に未請求の給付がある場合は、請求することができます。給付金請求の時効は事実発生日から3年です。

請求者氏名と口座名義が同一でないと給付できません。資格喪失前後に**氏名が変更になる方は、特に注意**してください。



**教育庁・教育関係機関：  
再任用職員**

- 勤務時間に変更のない前年度からの継続会員は、**手続き不要**です。
- 令和7年度**週20時間未満勤務**で前年度からの継続会員は、**(3)**をご確認ください。

**⚠ 互助会加入希望がなくても給与システムの変更が必要です。**  
最下部のご案内を必ずご確認ください。

(1) 新規加入

| 対象者       | 給与システム <sup>※1</sup>                      | 提出書類  | 提出期限        |
|-----------|---|---|-------------|
| 週20時間以上勤務 | 互助コード「7」                                  | 加入申込書(原票)   | 令和7年4月7日(月) |
| 週20時間未満勤務 | 互助団体適用年月日「令和7年4月1日」<br>★ <b>報告期限までに提出</b> | ・加入申込書(原票)<br>・資格取得届出書<br>・被扶養者(認定・取消)届出書 <sup>※2</sup> |             |

(2) 退会

| 対象者   | 給与システム <sup>※1</sup>                                  | 提出書類 | 提出期限         |
|-------|---|------|--------------|
| 任期満了  | 修正不要  | 退会届  | 令和7年3月25日(火) |
| 年度末退会 | 互助コード「0」<br>互助団体適用年月日「令和7年4月1日」<br>★ <b>報告期限までに提出</b> |      |              |

(3) 令和6年度、週20時間未満勤務の継続会員(該当がなければ手続き不要)

| 対象者                      | 給与システム <sup>※1</sup> | 提出書類  | 提出期限                       |
|--------------------------|----------------------|---|----------------------------|
| 週20時間未満勤務に変更した方          | 修正不要                 | ・届出事項変更届出書<br>・被扶養者(認定・取消)届出書 <sup>※2</sup> | 令和7年4月7日(月)                |
| 届出事項を変更する方               |                      | 届出事項変更届出書                                   | ※年度途中で変更が生じた場合は随時提出してください。 |
| 共済組合、社会保険等→国民健康保険に切り替えた方 |                      | 被扶養者(認定・ <b>取消</b> )届出書 <sup>※3</sup>       |                            |

- ※1 「互助会加入状況報告書(別紙)」を、報告期限までに教育総務課人事給与室給与担当者へ提出してください。報告書は互助会ホームページからもダウンロードできます。(現職会員の方へ⇒会員資格・会費の手続きを確認する⇒県費会員の手続き)
- ※2 健康保険組合(共済組合、社会保険等)の被扶養者が有の場合に提出が必要です。
- ※3 国民健康保険には扶養の概念がないため、被扶養者認定を継続することができません。認定されている被扶養者がいる場合は、取消の届出が必要です。



**4月1日の在籍所属にて、再任用後の互助会加入希望及び互助コードをご確認ください。**

再任用後は互助会への加入を希望しないのに、互助会費が控除されてしまう方が毎年多く見受けられます。

年度末で現職を退職される互助会員の皆様には、退職慰労金返還請求書により退会手続きをしていただいておりますが、互助会には給与システムが導入されておらず互助会費控除を停止することができません。

年度始めのお忙しい時期に大変恐縮ですが、再任用職員については互助会の加入希望有無をご確認いただき、報告期限までに**教育総務課人事給与室給与担当者へ「互助会加入状況報告書」の提出**をお願いします。

|             |          |
|-------------|----------|
| ●加入を希望する場合  | 互助コード「7」 |
| ●加入を希望しない場合 | 互助コード「0」 |

なお、加入を希望しないのに互助会費が控除された場合、「会費還付請求書」にて還付請求が可能です。様式は互助会ホームページからダウンロードできます。会費還付請求の効力は2年です。

- ★再任用後の互助会は年度ごとの加入が可能です。
- ★再任用後すぐは加入希望がなかった方でも、2～5年目から加入することもできます！

